

申請の手引き

介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

(本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所用)

平成21年12月

岡山県保健福祉部 長寿社会対策課

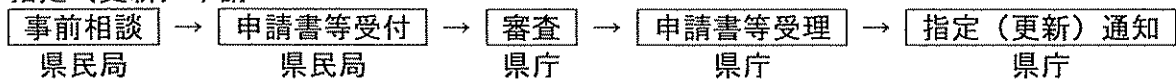
1 指定（更新）申請等

介護老人福祉施設（空床利用型又は併設事業所型の（介護予防）短期入所生活介護事業を行う場合を含む。以下同じ。）の指定（更新）を受けようとする場合は、「指定（許可，更新）申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して、施設の所在地を所管する県民局の健康福祉課（事業者班）へ指定（更新）申請及び体制等届出を行います。

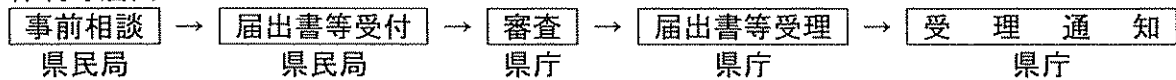
なお、指定（更新）申請の際には、必要な申請書と添付書類について別紙「指定・許可（更新）申請に係る自己点検表」により事前に事業者において必要な書類が添付できているか自主点検を行い、申請書類に当該「自己点検表」を添付してください。

指定（更新）申請及び体制等届出の事務の流れは次のとおりです。

○指定（更新）申請



○体制等届出



※原則として、各月の初日（更新の場合は指定更新の日）から事業開始とします。

(1) 申請場所及び提出部数

施設の所在地を所管する県民局の健康福祉課（事業者班）へ1部提出

(2) 申請から指定（更新）までの日数

「指定（更新）申請」＝申請書類を県民局へ提出してから、概ね1ヶ月の審査期間（注）を要します。したがって、当月末日までに申請した場合、申請書類等に不備がないとき又は不備が軽微で速やかに補正に応じたときは、翌々月の初日から事業を開始することが可能です。

（注）審査期間については、申請者が書類等の不備を補正している期間は除かれます。このため、事業開始予定日での指定を希望する場合は、できるだけ余裕をもって申請書等を提出してください。

「体制等届出」＝介護保険施設及び短期入所生活介護での届出による加算は、届出受理日が属する月の翌月（受理日が月の初日の場合はその月）から、算定を開始することができます。（国の留意事項通知）

なお、介護保険施設及び短期入所生活介護においても、訪問・通所サービス等と同様に、翌月の初日から算定を開始される予定であれば、当月15日までに届出をされますようお願いいたします。

（県の取扱い）

※ 新規指定申請の場合は、指定申請書と体制等届出書を同時に提出してください。

つまり、新規に指定を受けたいときは、開始予定月の前々月末日までに「指定（更新）申請書」及び「体制等届出」を提出すれば、開始予定月の初日から事業及び算定が開始できます。（書類等に不備がない場合又は不備が軽微で速やかに補正に応じた場合）

※ 既に指定を受けているが体制等を変更したいときは、前月15日までに（加算が算定されなくなる場合は速やかに）「体制等届出」を提出されますようお願いいたします。

(3) 提出書類

① 指定申請

イ 指定・許可（更新）申請書（様式第1号）

2 変更の届出等

① 変更の届出

既に申請、届出している事項について変更があった場合は、10日以内に、「変更届出書」(様式第3号)及び添付書類を、事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課(事業者班)へ1部提出する必要があります。

なお、変更届出書の「変更の内容」の「(変更前)」及び「(変更後)」欄は具体的に記載してください。

※変更届の提出が必要な事項(欠番は本事業には該当なし)

- (1) 事業所(施設)の名称
- (2) 事業所(施設)の所在地(開設場所)
- (3) 申請者(開設者)の名称
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (6) 定款、寄附行為等及び条例等(当該事業に関するものに限る。)
- (7) 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- (8) 設備又は備品
- (9) 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(並びに経歴)
- (11) 運営規程
- (12) 協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関
- (15) 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別)
- (18) 併設施設の状況
- (19) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (20) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

※なお、変更内容によって(事業所(施設)の移転、入所者(入居者、利用者)の定員など重要な変更の場合)は、事前に協議してください。

○様式第3号「変更届出書」を提出する場合の添付書類

変更内容	様式第3号「変更届出書」の添付書類
(1) 事業所(施設)の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表14(介護老人福祉施設の指定に係る記載事項) ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)) ・【一覧表番号3】申請者(開設者)の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書、条例又は指定管理協定書等 ・【一覧表番号22】運営規程
(2) 事業所(施設)の所在地(開設場所)	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表14(介護老人福祉施設の指定に係る記載事項) ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)) ・【一覧表番号16】事業所・施設の位置図 ・【一覧表番号22】運営規程 ・【一覧表番号31】建築物関連法令協議記録報告書(参考様式)
(3) 申請者(開設)	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号3】申請者(開設者)の定款、寄附行為等及びその登記

者) の名称	事項証明書、条例又は指定管理協定書等
(4) 主たる事務所の所在地	・【一覧表番号3】申請者(開設者)の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書、条例又は指定管理協定書等
(5) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・【一覧表番号3】申請者(開設者)の登記事項証明書等 ・【一覧表番号30】当該申請に係る誓約書(参考様式9-1) (代表者の交代がある場合のみ)
(6) 定款、寄附行為等及び条例等(当該事業に関するものに限る)	・【一覧表番号3】申請者(開設者)の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書、条例又は指定管理協定書等
(7) 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表14(介護老人福祉施設の指定に係る記載事項) (届け出る変更が付随して変更がある場合のみ) ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)) (届け出る変更が付随して変更がある場合のみ) ・【一覧表番号7】従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) (利用定員増の場合は必須) ・【一覧表番号7】組織体制図(利用定員増の場合は必須) ・【一覧表番号8】資格証等の写し(利用定員増の場合は、利用定員増に伴い増員した従業員については必須) ・【一覧表番号17】事業所・施設の平面図(参考様式3) ・【一覧表番号17】写真(※工事中は不可) ・【一覧表番号18】居室面積等一覧表(参考様式4) ・【一覧表番号27】施設内診療所の開設許可証の写し (変更がある場合のみ)
(8) 設備又は備品	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表14(介護老人福祉施設の指定に係る記載事項) (届け出る変更が付随して変更がある場合のみ) ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)) (届け出る変更が付随して変更がある場合のみ) ・【一覧表番号7】従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) (利用定員増の場合は必須) ・【一覧表番号7】組織体制図(利用定員増の場合は必須) ・【一覧表番号8】資格証等の写し(利用定員増の場合は、利用定員増に伴い増員した従業員については必須) ・【一覧表番号18】居室面積等一覧表(参考様式4) ・【一覧表番号19】設備・備品等一覧表(参考様式5) ・【一覧表番号27】施設内診療所の開設許可証の写し (変更がある場合のみ)
(9) 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(並びに経歴)	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表14(介護老人福祉施設の指定に係る記載事項) ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)) ・【一覧表番号7】従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)

	<p>(管理者(管理者が他の職務に従事する場合は、本人に係る当該その職種を含む。)のみで可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号12】管理者の経歴書(参考様式2)(資格証等を含む) ・【一覧表番号30】当該申請に係る誓約書(参考様式9-1)(管理者の交代がある場合のみ)
(11)運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表14(介護老人福祉施設の指定に係る記載事項)(届け出る変更が付随して変更がある場合のみ) ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用))(届け出る変更が付随して変更がある場合のみ) ・【一覧表番号7】従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)(利用定員増の場合は必須) ・【一覧表番号7】組織体制図(利用定員増の場合は必須) ・【一覧表番号8】資格証等の写し(利用定員増の場合は、利用定員増に伴い増員した従業員については必須) ・【一覧表番号22】運営規程
(12)協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)) ・【一覧表番号26】協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容
(15)事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別)	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表14(介護老人福祉施設の指定に係る記載事項) ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)) ・【一覧表番号20】併設する施設の概要
(18)併設施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表8-2(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用))(届け出る変更が付随して変更がある場合のみ) ・【一覧表番号20】併設する施設の概要
(19)役員の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号30】当該申請に係る誓約書(参考様式9-1)(役員の交代がある場合のみ) ・【一覧表番号30】役員名簿(参考様式9-2)(変更する役員のみで可能)
(20)介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<ul style="list-style-type: none"> ・【一覧表番号2】付表14(介護老人福祉施設の指定に係る記載事項)(届け出る変更が付随して変更がある場合のみ) ・【一覧表番号7】従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)(介護支援専門員(介護支援専門員が他の職務に従事する場合は、本人に係る当該その職種を含む。)のみで可能) ・【一覧表番号8】資格証等の写し ・【一覧表番号15】介護支援専門員一覧表(参考様式10)

◎同時に複数の項目の変更等について届出する場合、書類が重複するものは省略可能です。

② 体制等届出の変更（加算や割引の体制を変更する場合）

既に「体制等届出」で届け出ている加算体制等が変更になる場合は、算定を開始する予定月の前月15日までに（算定を取りやめる場合は速やかに）改めて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を、事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課（事業者班）へ1部提出する必要があります。

○加算体制を変更する場合の添付書類
 <介護老人福祉施設>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
施設等の区分	・ 平面図（別紙6）
夜間勤務条件基準	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
職員の欠員による減算の状況	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員、看護職員及び介護支援専門員のみで可能） ・ 資格証等の写し（看護職員及び介護支援専門員のみで可能）
ユニットケア体制	・ 平面図（別紙6） ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
身体拘束廃止取組の有無	・ 添付書類なし
日常生活継続支援加算	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護福祉士のみで可能） ・ 資格証等の写し（介護福祉士のみで可能） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-6） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書（別紙12-6付表）
看護体制加算	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （看護職員のみで可能） ・ 資格証等の写し（看護職員のみで可能） ・ 看護体制加算に係る届出書（別紙9-3）
夜勤職員配置加算	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
準ユニットケア体制	・ 平面図（別紙6） ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
個別機能訓練体制	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （機能訓練指導員のみで可能） ・ 資格証等の写し（機能訓練指導員のみで可能）

若年性認知症入所者受入加算	・添付書類なし
常勤専従医師配置	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（医師のみで可能） ・資格証等の写し（医師のみで可能）
精神科医師定期的療養指導	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（精神科医師のみで可能） ・資格証等の写し（精神科医師のみで可能）
障害者生活支援体制	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（障害者生活支援員のみで可能） ・資格証等の写し（知的障害者に対する障害者生活支援員の場合のみで可能）
栄養マネジメント体制	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（管理栄養士のみで可能） ・資格証等の写し（管理栄養士のみで可能） ・栄養マネジメントに関する届出書（別紙11）
療養食加算	・添付書類なし
看取り介護体制	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（看護師のみで可能） ・資格証等の写し（看護師のみで可能） ・看取り介護体制に係る届出書（別紙9-4）
在宅・入所相互利用体制	・添付書類なし
認知症専門ケア加算	・添付書類なし
サービス提供体制強化加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（該当する職種のみで可能） ・資格証等の写し（該当する職種のみで可能） ・サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-6） ・サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書（別紙12-6付表）
割引	・指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5）

◎詳細は、指定申請時の体制等届出時に添付する書類を参照。

※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届出を行ってください。

※上記の場合は、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

<短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
施設等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図（別紙6）
夜間勤務条件基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能） ・ 資格証等の写し（看護職員のみで可能）
ユニットケア体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図（別紙6） ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
機能訓練指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（機能訓練指導員のみで可能） ・ 資格証等の写し（機能訓練指導員のみで可能）
看護体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （看護職員のみで可能） ・ 資格証等の写し（看護職員のみで可能） ・ 緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）
夜勤職員配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
若年性認知症利用者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類なし
送迎体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し及び車両の写真
療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類なし
緊急受入体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）
サービス提供体制強化加算（単独型，併設型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （該当する職種のみで可能） ・ 資格証等の写し（該当する職種のみで可能） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-6） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書（別紙12-6付表）
サービス提供体制強化加算（空床型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （該当する職種のみで可能） ・ 資格証等の写し（該当する職種のみで可能） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-6） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書（別紙12-6付表）

割引	・ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5）
----	---

◎詳細は、指定申請時の体制等届出時に添付する書類を参照。

※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届出を行ってください。

※上記の場合は、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

<介護予防短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
施設等の区分	・ 平面図（別紙6）
夜間勤務条件基準	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
職員の欠員による減算の状況	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能） ・ 資格証等の写し（看護職員のみで可能）
ユニットケア体制	・ 平面図（別紙6） ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）
機能訓練指導体制	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （機能訓練指導員のみで可能） ・ 資格証等の写し（機能訓練指導員のみで可能）
若年性認知症利用者受入加算	・ 添付書類なし
送迎体制	・ 車検証の写し及び車両の写真
療養食加算	・ 添付書類なし
サービス提供体制強化加算（単独型，併設型）	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （該当する職種のみで可能） ・ 資格証等の写し（該当する職種のみで可能） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-6） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書（別紙12-6付表）
サービス提供体制強化加算（空床型）	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （該当する職種のみで可能） ・ 資格証等の写し（該当する職種のみで可能） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-6） ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書（別紙12-6付表）

割引	・ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5）
----	---

◎詳細は、指定申請時の体制等届出時に添付する書類を参照。

※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届出を行ってください。

※上記の場合は、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

3 廃止（休止、再開）の届出

指定（介護予防）短期入所生活介護事業を廃止又は休止しようとする場合は、その廃止又は休止の日の1月前までに、休止した事業を再開した場合は10日以内に、「廃止（休止、再開）届出書」（様式第4号）を、事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課（事業者班）へ1部提出する必要があります。

なお、廃止又は休止した場合は、現にサービスを受けていた者に対する措置状況について、県民局の健康福祉課（事業者班）の担当者へ詳細に説明してください。

また、事業を再開する場合は、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

4 辞退の申出

指定介護老人福祉施設の指定を辞退しようとする場合は、1月以上の予告期間を設けて、「指定辞退申出書」（様式第5号）を、事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課（事業者班）へ1部提出する必要があります。

なお、この場合、現に施設に入所（入居）している者に対する措置状況について、県民局の健康福祉課（事業者班）の担当者へ詳細に説明してください。

①介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期 入所生活介護事業所 指定(更新)申請 (変更届)書類	〔一覧表番号〕	新規 指定 申請	指定 更新 申請	変 更 届			
				事項番号	(1)	(2)	(3)
				変更 事項	事業所 (施設) の名称	事業所 (施設) の所在 地(開設 場所)	申請者 (開設者) の名称
指定・許可(更新)申請書(様式第1号(第2条関係))	1	○	○				
変更届出書(様式第3号(第4条関係))					○	○	○
添 付 書 類	付表14 介護老人福祉施設の指定に係る記載事項	2	○	○		○	○
	付表8-2 短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)	2	○	○		○	○
	申請者(開設者)の定款、条例又は指定管理協定書	3	○	▼		○	○
	社会福祉法人の登記事項証明書	3	○	▼		○	○
	特別養護老人ホームの設置認可証の写	6	○	▼			
	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)	7	○	○			
	組織体制図	7	○	○			
	資格証等の写し	8	○	○			
	配置医師の契約書の写し	11	○	○			
	管理者の経歴書(参考様式2)(資格証等を含む)	12	○	○			
	介護支援専門員一覧表(参考様式10)	15	○	○			
	事業所・施設の位置図	16	○	▼			○
	事業所・施設の平面図(参考様式3)	17	○	○			
	写真(※工事中は不可)	17	○	▼			
	居室面積等一覧表(参考様式4)	18	○	○			
	設備・備品等一覧表(参考様式5)	19	○	▼			
	併設する施設の概要	20	○	○			
	施設を共用する場合の利用計画(新規のみ)	21	○				
	運営規程	22	○	▼		○	○
	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)	23	○	▼			
	当該申請に係る資産の状況	25	○	▼			
	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	26	○	▼			
	施設内診療所の開設許可証の写し	27	○	▼			
当該申請に係る誓約書(参考様式9-1)	30	○	○				
役員名簿(参考様式9-2)	30	○	○				
建築物関連法令協議記録報告書(参考様式)	31	○				○	
指定・許可(更新)申請に係る自己点検表		○	○				

注1)更新の▼は、既に提出(指定申請、更新申請、変更届)している事項に変更がないときは、省略することができます。

注2)変更は、該当する変更事項が複数の場合があります。また、△は、届け出る変更に伴って変更がある場合は添付が必要で

注3)指定申請については、申請書類を県民局へ提出してから、概ね1ヶ月の審査期間を要します。当月末日までに申請した場合、

注4)既に「体制等届出」で届け出ている加算や割引の体制を変更する場合は、算定を開始する予定月の前月15日までに(加算及び添付書類を、事業所の所在地を所管する県民局健康福祉部健康福祉課へ1部提出してください。

変 更 届

(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(11)	(12)	(15)	(18)	(19)	(20)
主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日住所及び職名	定款、寄附行為等及び条例等(当該事業に関するものに限る。)	事業所(施設)の建築物の構造、専用区画等	設備又は備品	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(並びに経歴)	運営規程	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別)	併設施設の状態	役員(氏名、生年月日及び住所)	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			△	△	○	△		○			△
			△	△	○	△	○	○	△		
○		○									
○	○	○									
			▽	▽	○	▽					○
			▽	▽		▽					
			▽	▽		▽					○
					○						○
			○								
			○								
			○	○							
			○	○							
								○	○		
						○					
							○				
	△		△	△	△					△	
										○	

す。▽は利用定員増の場合は必須です。
書類に不備等がなければ翌々月1日から事業を開始することができます。
算定されなくなる場合は速やかに改めて「介護給付に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

②体制届書類 介護老人福祉施設・ (介護予防)短期入所 生活介護事業所 (特養併設型)		介護老人福祉施設																
		施設等の区分	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	無	身体拘束廃止取組の有	日常生活継続支援加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	準ユニットケア体制	個別機能訓練体制	若年性認知症入所者受入加算	常勤専従医師配置	精神科医師定期的療養指導	障害者生活支援体制	栄養マネジメント体制	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <指定事業者用>(別添届出書)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
添 付 書 類	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5)																	
	平面図(別紙6)	○			○						○							
	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	組織体制図(別紙7備考7)		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	資格証等の写し			△			○	○			○		○	○	△	○		
	緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書(別紙9-2)																	
	看護体制加算に係る届出書(別紙9-3)								○									
	看取り介護体制に係る届出書(別紙9-4)																	
	栄養マネジメントに関する届出書(別紙11)																	○
	サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-6)							○										
サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書(別紙12-6付表)							○											
車検証の写し及び車両の写真																		

注1)「資格証等の写し」欄の△は、資格を要する者に係る場合以外は不要です。

注2)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧(別紙7)及び資格証等の写しは、届け出る体制に該当する職種のみで可能です。

(介護予防)短期入所生活介護																			
療養食加算	看取り介護体制	在宅・入所相互利用体制	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	割引	施設等の区分	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	機能訓練指導体制	看護体制加算	夜勤職員配置加算	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	緊急受入体制	サービス提供体制強化加算(空床型)	サービス提供体制強化加算(単独型・併設型)	割引
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					○														○
						○			○										
	○			○			○	○	○	○	○	○					○	○	
	○			○			○	○	○	○	○	○					○	○	
	○			○				△	○	○	○						○	○	
											○					○			
	○																		
				○													○	○	
				○													○	○	
														○					

<様式集>

◎ 指定（更新）申請

- ・ 指定・許可（更新）申請書（様式第1号）
- ・ 介護老人福祉施設の指定に係る記載事項（付表14）
- ・ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項（付表8-2）
（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用）
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）（指定用）
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）（更新用）
- ・ 管理者経歴書（参考様式2）
- ・ 平面図（参考様式3）
- ・ 居室面積一覧表（参考様式4）
- ・ 設備・備品等一覧表（参考様式5）
- ・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）
- ・ 介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式9-1）
（短期入所生活介護用）
- ・ 介護保険法第86条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式9-1）
（介護老人福祉施設用）
- ・ 介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式9-1）
（介護予防短期入所生活介護用）
- ・ 役員等名簿（参考様式9-2）
- ・ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（参考様式10）
- ・ 建築物関連法令協議記録報告書（参考様式）
- ・ 指定・許可（更新）申請に係る自己点検表
（介護老人福祉施設（空床利用型、併設事業所型（介護予防）短期入所生活介護事業を含む。））

◎ 体制等届出

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>（別添届出書）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・ 指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5）
- ・ 平面図（別紙6）
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（新設用）
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（変更用）
- ・ 緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）
- ・ 看護体制加算に係る届出書（別紙9-3）
- ・ 看取り介護体制に係る届出書（別紙9-4）
- ・ 栄養マネジメントに関する届出書（別紙11）
- ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-6）
- ・ サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書（別紙12-6付表）

◎ 変更届出

- ・ 変更届出書（様式第3号）

◎ 廃止（休止、再開）届出

- ・ 廃止（休止、再開）届出書（様式第4号）
（（介護予防）短期入所生活介護事業用）

◎ 辞退申出

- ・ 指定辞退申出書（様式第5号）
（介護老人福祉施設用）

いずれかに○介護老人福祉施設	(介護予防)短期入所生活介護
----------------	----------------

○サービス提供体制強化加算

1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)に関する事項

項 目	算出月	常勤換算人数	前三月平均
介護職員の総数 (常勤換算)	3月前(H..)		/
	前々月(H..)		
	前月(H..)		
	計		
うち介護福祉士の総数 (常勤換算)	3月前(H..)		/
	前々月(H..)		
	前月(H..)		
	計		
割 合			

50%以上の場合、届出書(別紙12-6)へ記載

2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)に関する事項

項 目	算出月	常勤換算人数	前三月平均
看護・介護職員の総数 (常勤換算)	3月前(H..)		/
	前々月(H..)		
	前月(H..)		
	計		
うち常勤職員の総数 (常勤換算)	3月前(H..)		/
	前々月(H..)		
	前月(H..)		
	計		
割 合			

75%以上の場合、届出書(別紙12-6)へ記載

3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)に関する事項

項 目	算出月	サービスを直接提供する職員の職種					前三月平均
		生活相談員	介護職員	看護職員	機能訓練指導員	計	
サービスを提供する者の総数 (常勤換算)	3月前(H..)						/
	前々月(H..)						
	前月(H..)						
	計						
上記の内、勤務年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	3月前(H..)						/
	前々月(H..)						
	前月(H..)						
	計						
割 合							

30%以上の場合、届出書(別紙12-6)へ記載

○日常生活継続支援加算(※介護老人福祉施設のみ:短期空床利用分は算入不可)

項 目	算出月	算定月末時点人数	前三月平均	割 合
入所者数	3月前(H..)		/	/
	前々月(H..)			
	前月(H..)			
	計			
入所者数のうち要介護4又は要介護5の者の数	3月前(H..)		/	/
	前々月(H..)			
	前月(H..)			
	計			
入所者数のうち日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者の数	3月前(H..)		/	/
	前々月(H..)			
	前月(H..)			
	計			
介護福祉士数 (常勤換算)	3月前(H..)		/	/
	前々月(H..)			
	前月(H..)			
	計			
前年度平均入所者数				

65%以上の場合、届出書(別紙12-6)へ記載

60%以上の場合、届出書(別紙12-6)へ記載

6以下の場合、届出書(別紙12-6)へ記載

(サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算の共通の注)

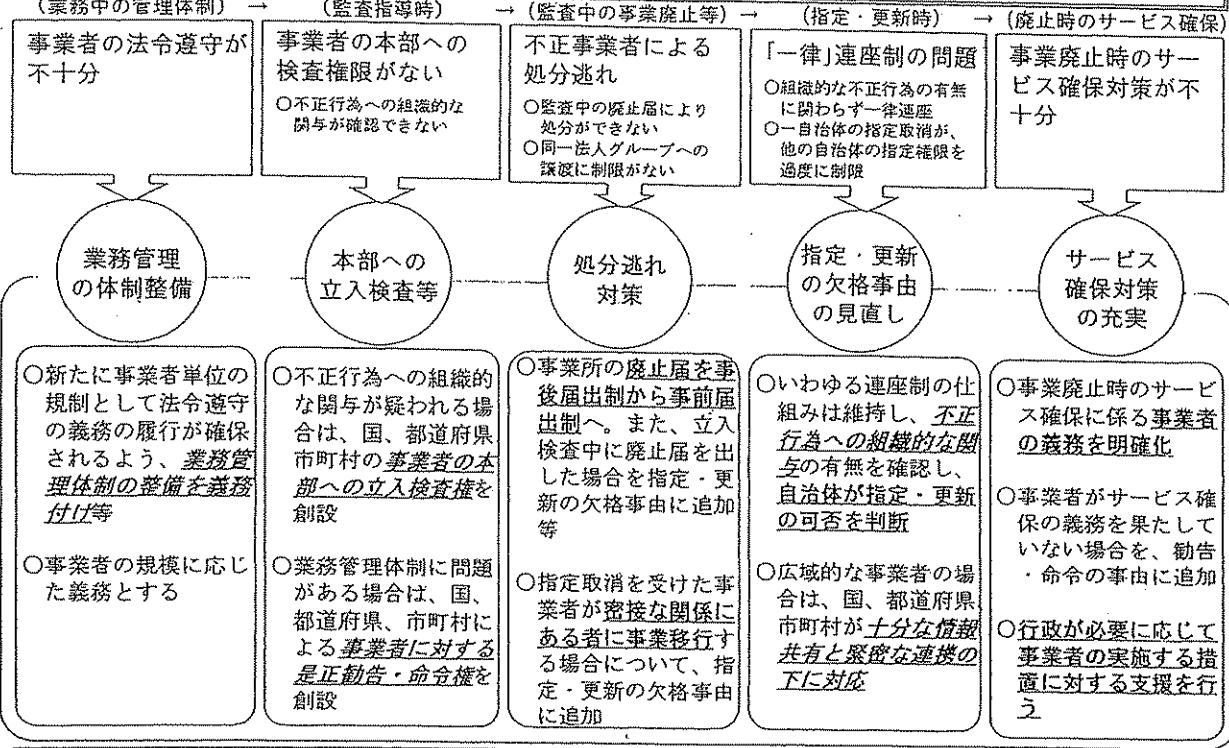
注1 割合は%で表すこと。(少数点以下切り捨て。)

注2 常勤換算は少数第2位を切り捨てること。

注3 月の末日までに提出の体制届出(翌月算定分)は、提出の前月から過去3月について算出した平均を用いること。
(日常生活継続支援加算における介護福祉士の員数を算出する際の入所者数は前年度平均入所者数を用いること。)

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

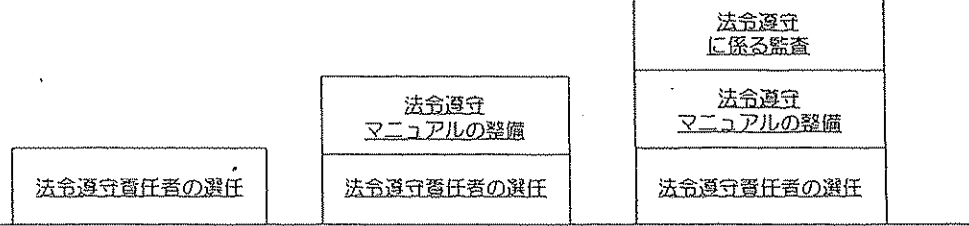


施行期日：平成21年5月1日(政令事項)、省令：平成21年厚生労働省令第54号(平成21年3月30日公布)

業務管理体制の整備(1)

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



20未満 20以上100未満 100以上

指定又は許可を受けている事業所数
(みなし事業所を除く)

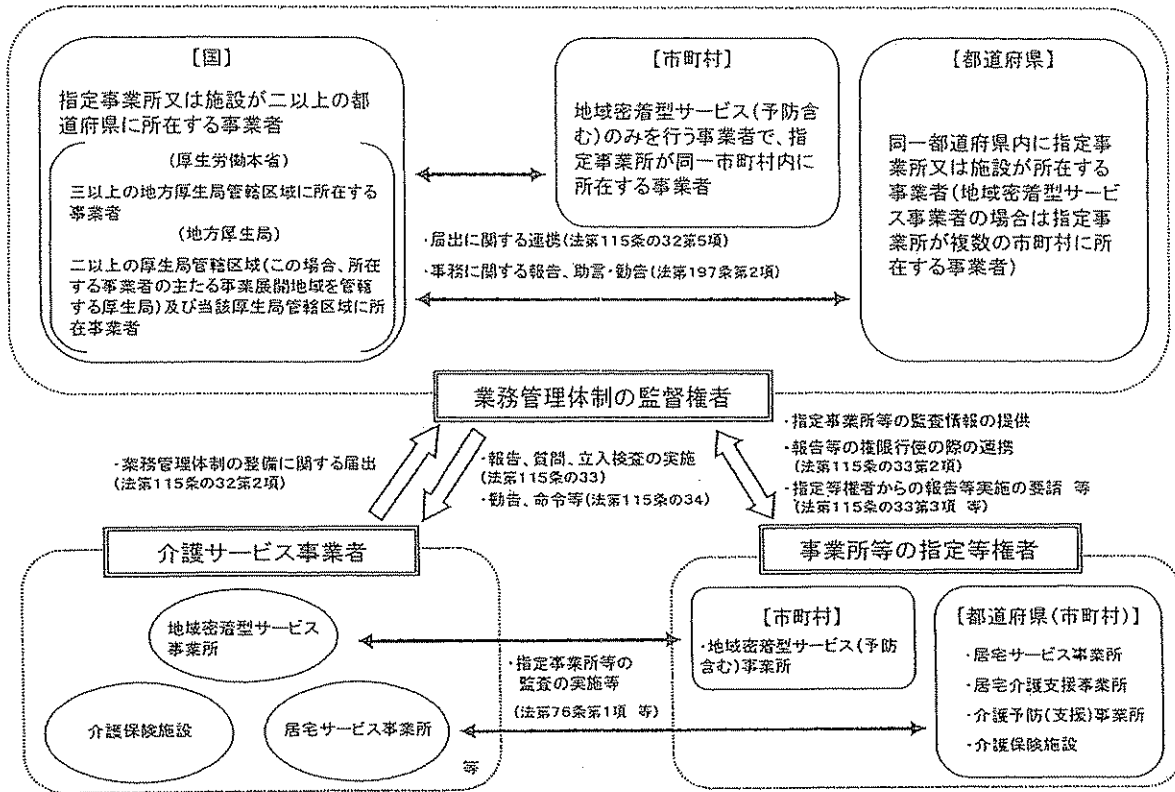
届出先

区 分	届 出 先
① 指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣(一部、地方厚生局長に委任)
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※業務管理体制の最初の届出は、平成21年10月31日までにを行うこととする。

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅介護管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

業務管理体制の監督体制等



国における監督体制等

○ 法第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の実施

区分	担当部局 厚生労働省老健局	地方厚生局
一般検査	指定事業所又は施設が三以上の厚生局管轄区域に所在する事業者	指定事業所又は施設が二以上の厚生局管轄区域(この場合、所在する事業者の主たる事業展開地域を管轄する厚生局)及び当該厚生局管轄区域に所在する事業者
特別検査	指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者(厚生局と合同実施)	一般検査に同じ(ただし、老健局と合同実施)

※ 法第115条の32第2項に基づく届出等に関する事務処理は一般検査の区分に同じ。

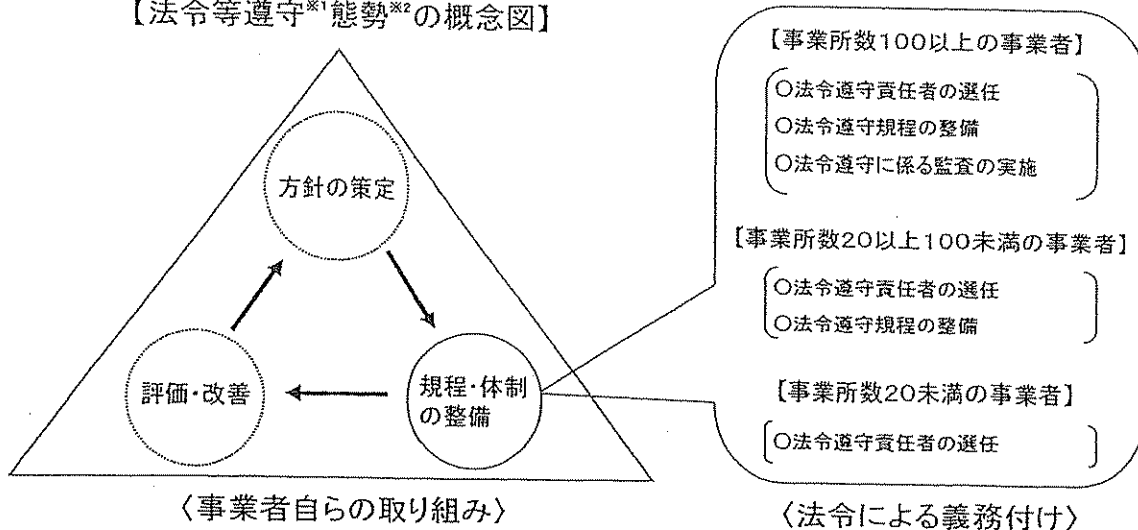
○ 法第197条第2項の規定により、都道府県及び市町村が法第5章第9節の規定に基づいて行う業務管理体制の整備に関する監督事務に対する報告の求め、助言・勧告

厚生労働省老健局及び地方厚生局(管轄区域の都道府県及び市町村)と合同で実施

業務管理体制の整備(2)

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する業務管理体制の一部であることに留意する。

【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】

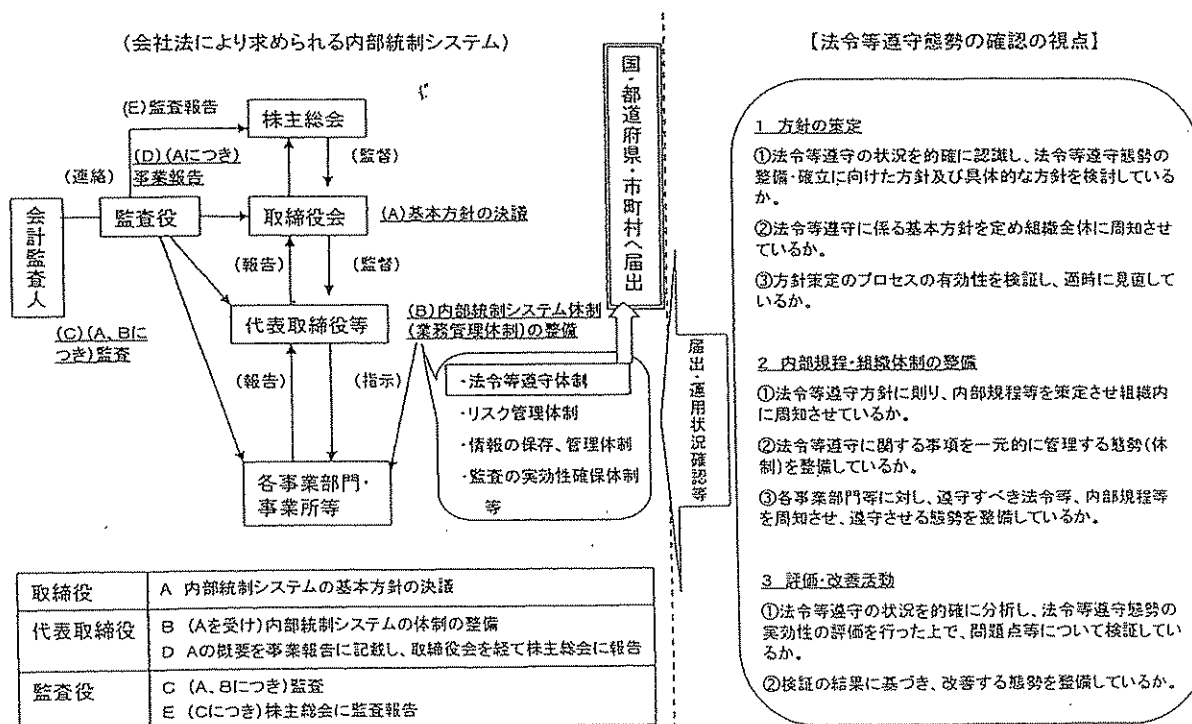


〈事業者自らの取り組み〉

〈法令による義務付け〉

- ※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したものの。
- ※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取り組みを指している。

業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ



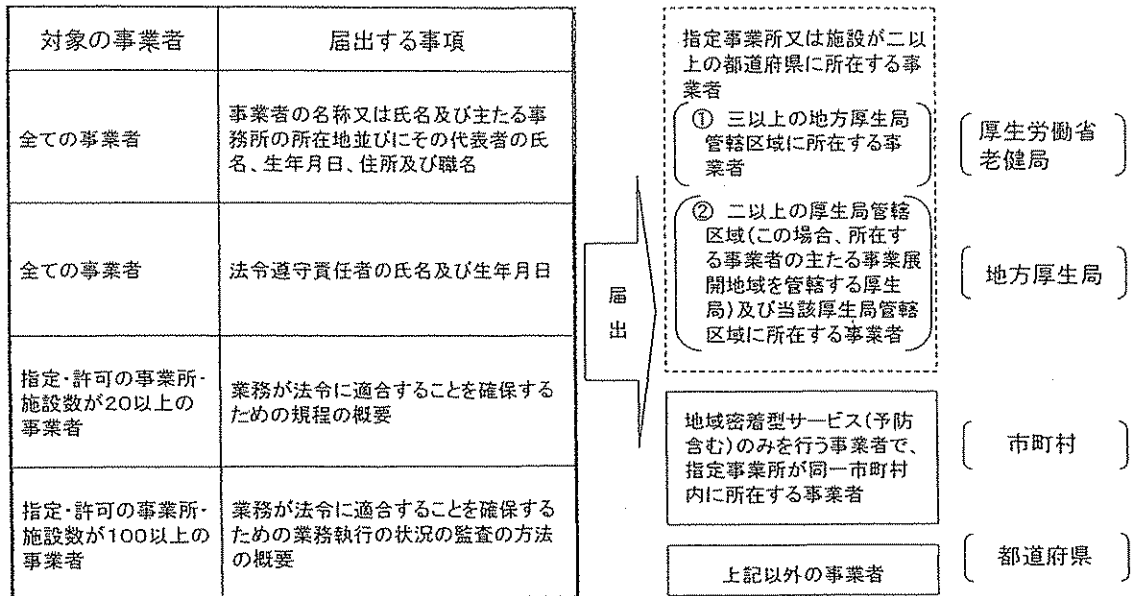
取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A、Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

(注) システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

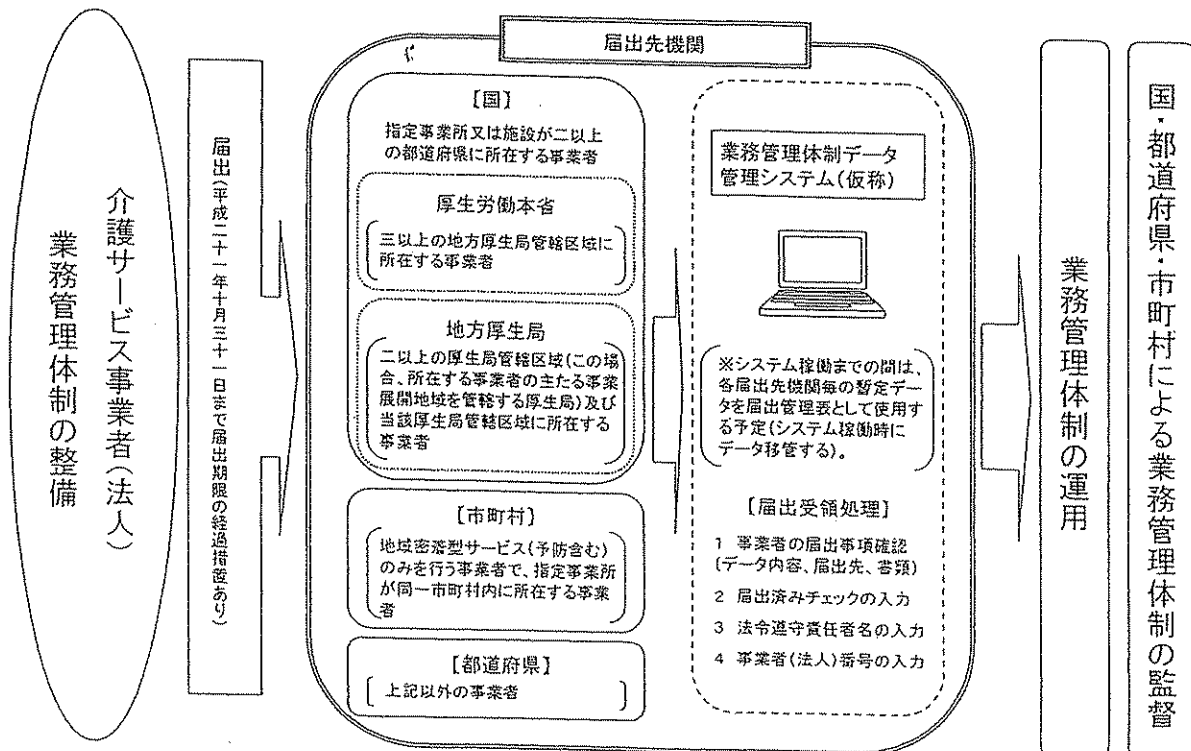
【法令等遵守態勢の確認の視点】

- 方針の策定
 - 法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
 - 法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
 - 方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。
- 内部規程・組織体制の整備
 - 法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
 - 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
 - 各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。
- 評価・改善活動
 - 法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
 - 検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

業務管理体制の整備に関する届出



業務管理体制整備に係る届出の事務処理



I 検査等の実施に当たっての基本的考え方

検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
 - 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。
- ※ 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施

検査の視点

- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証(連座制の適用判断)。
 - ① 現状を的確に把握
 - ② 客観的に問題点を提示
 - ③ 事業者の理解や認識を確認

問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け。

必要に応じ行政上の措置

関係機関の十分な連携

特に、立入検査を実施する場合は、当該事業所等の指定等権限を有する指導監督部局及び関係する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携し、効率的かつ効果的な検証方法の選択に努める。

介護サービス事業者の 業務管理体制の監督機関		指定介護サービス事業所等 の指導監督機関	
区分	立入検査等 実施機関	区分	指導・監査 実施機関
① 指定事業所又は施設 が2以上の都道府県 に所在する事業者	厚生労働大臣	① ・指定居宅サービス事業所 ・指定居宅介護支援事業所 ・指定介護予防(支援)事業所 ・介護保険施設	都道府県知事 (市町村長)
② 同一都道府県内に指定 事業所又は施設が所 在する事業者	都道府県知事	② 地域密着型サービス (予防含む)指定事業所	市町村長

連携

・事業者本部等への立入検査
・指定事業所への検査

Ⅱ 検査等の実施手続等

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

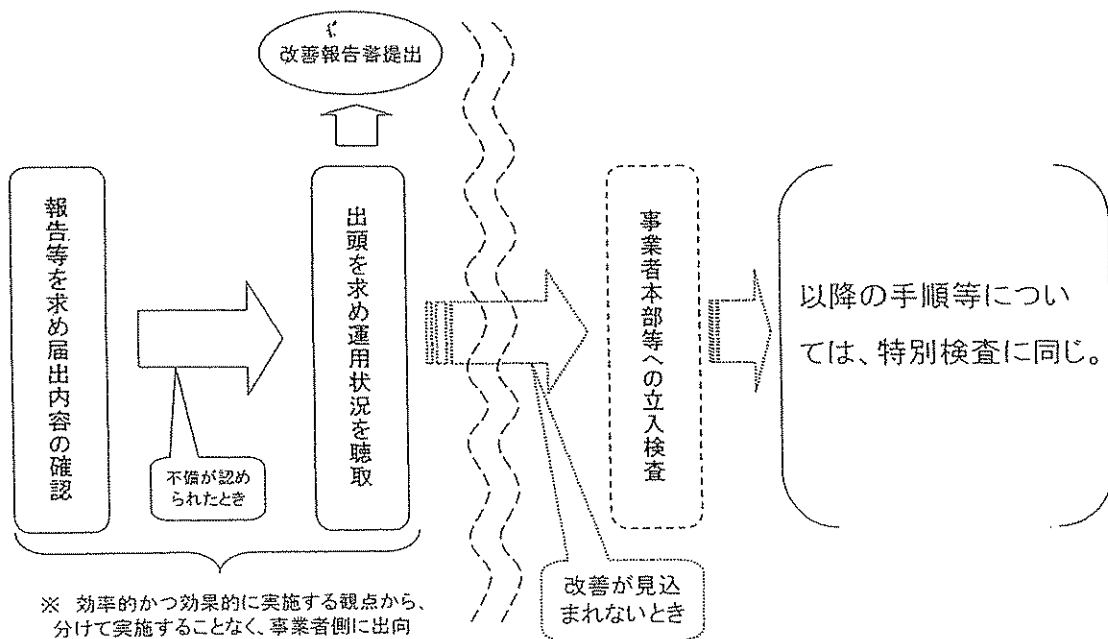
(注) ②、③については該当する事業者。

特別検査

指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

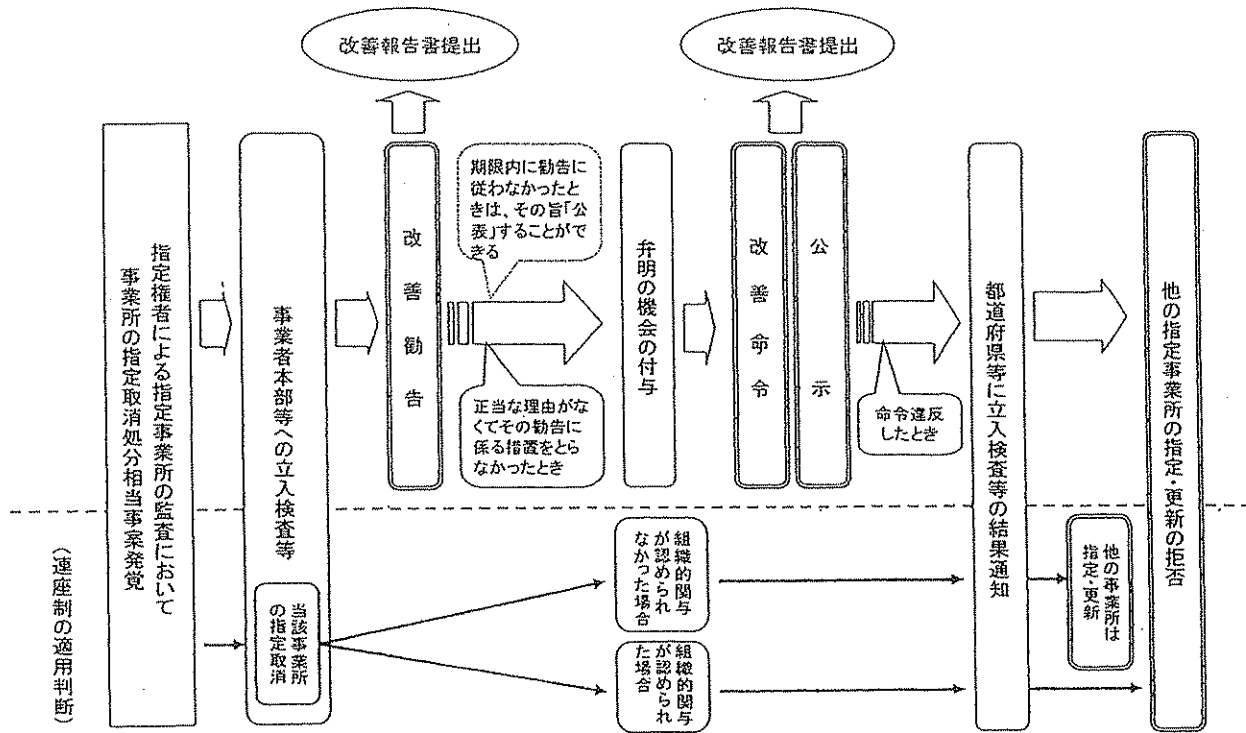
- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施)



※ 効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。
ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。

【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



※受付番号

業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

岡山県知事様

郵便番号

事業者 法人の主たる事務所の所在地
 (個人にあつては、住所)
 法人の名称及び代表者の職氏名
 (個人にあつては、氏名)



介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第2項又は第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

		※事業者（法人）番号	A	3	3	0	0	0																	
届出の内容		1 法第115条の32第2項関係（新規届出の場合）																							
		2 法第115条の32第4項関係（届出先区分に変更が生じた場合）																							
事業者	フリガナ 名称又は氏名	-----																							
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -)																							
	連絡先	電話番号											FAX番号												
	法人の種別																								
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	-----										生年月日	年 月 日								
	代表者の住所	(郵便番号 -)																							
事業所名称等及び 所在地		事業所名称	指定（許可）年月日			介護保険事業所番号（医療機関等コード）						所在地													
		計	か所																						
介護保険法施行規 則第140条の40第 1項第2号から第 4号までの届出事 項		第2号 (法令遵守責任者)	氏名（フリガナ）						生年月日																
		第3号 (規程の概要)							年 月 日																
		第4号 (監査の方法の概要)																							
区分 変更	区分変更前の行政機関の名称及び担当部局課																								
	事業者（法人）番号																								
	区分変更の理由																								
	区分変更後の行政機関の名称及び担当部局課																								
区分変更年月日		年 月 日																							

添付書類 指定又は許可を受けている事業所等の数が20以上の事業者は業務が法令に適合することを確保するための規程、100以上の事業者は業務執行の状況の監査の方法を記した資料

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
 2 「届出の内容」欄は、該当する項目番号に○印を付すこと。
 3 「法人の種別」欄は、事業者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等の区分を記入すること。
 4 「事業所名称」欄は、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、事業所等の合計の数を記入すること。書ききれない場合は、別紙に記入の上添付すること。
 5 「区分変更」欄は、届出先区分に変更のある場合に記入し、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

※受付番号	
-------	--

業務管理体制に係る届出事項の変更届出書

平成 年 月 日

岡山県知事様

郵便番号
 事業者 法人の主たる事務所の所在地
 (個人にあつては、住所)
 法人の名称及び代表者の職氏名
 (個人にあつては、氏名)



次のとおり、業務管理体制に係る届出事項を変更したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第3項の規定により届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更があった事項	
1 事業者の名称（フリガナ）、法人の種別	2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3 代表者の氏名（フリガナ）及び生年月日	4 代表者の住所及び職名
5 事業所名称等及び所在地	
6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日	
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8 業務執行の状況の監査の方法の概要	

変更の内容
(変更前)
(変更後)

添付書類 業務が法令に適合することを確保するための規程又は業務執行の状況の監査の方法を変更した場合は、変更後の規程又は監査の方法を記した資料

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
 2 「変更があった事項」の該当項目番号に○印を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。
 3 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届け出ること。
 この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）、所在地を記入すること。書ききれない場合は、別紙に記入の上添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

県民局担当課一覧

介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業

平成22年1月1日現在

県民局名称・担当課	所在地	電話番号 FAX番号	管轄する市町村
備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班	〒703-8278 岡山市中区 古京町1-1-17	電話 086-272-3915 FAX 086-272-2660	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班 事業者第二班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	第一班 電話 086-434-7162 FAX 086-427-5304	倉敷市 総社市 早島町
		第二班 電話 086-434-7054 FAX 086-427-5304	笠岡市 井原市 高梁市 新見市 浅口市 里庄町 矢掛町
美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒708-0051 津山市椿高下114	電話 0868-23-1291 FAX 0868-23-2346	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町

※ 宛先（FAX送信先）は、県民局担当課一覧をご覧ください。

質 問 票

平成 年 月 日

施設名 事業所名							
サービス 種 別		事業所 番 号	3	3			
所在地							
電話番号		FAX番号					
担当者名	(氏名)						(職名)
【質 問】							
【回 答】							

※ ご質問がある場合は、この質問票により、必ずFAXにてお問い合わせください。